水質検査(浄水)　27箇所		
No.	採水場所	:浄水場系統
1	柏原町柏原　認定こども園ミライズにじ	:母坪浄水場系
2	柏原町下小倉　子育てセンター	:母坪浄水場系
3	氷上町稲継　稲継公民館	:氷上中央浄水場系
4	氷上町清住　清住公民館	:氷上中央浄水場系
5	氷上町氷上　交流センター	:桟敷浄水場系
6	氷上町朝阪　朝阪公民館	:氷上南浄水場系
7	春日町古河　古河公民館	:氷上南浄水場系
8	青垣町大稗　大稗集会所	:市原浄水場系
9	青垣町東芦田　芦谷公民館	:西芦田浄水場系
10	氷上町沼　沼公民館	:西芦田浄水場系
11	春日町野上野　消防本部山東出張所	:大嶋浄水場系
12	春日町柚津　柚津公民館	:大嶋浄水場系
13	春日町国領　国領ふるさと館	:東中浄水場系
14	春日町下三井庄　総合運動公園	:上三井庄浄水場系
15	春日町野瀬　野瀬集落センター	:上三井庄浄水場系
16	春日町小多利　小多利公民館	:多利浄水場系
17	春日町歌道谷　歌道谷公民館	:歌道谷浄水場系
18	山南町谷川11区地内	:山南浄水場系
19	山南町阿草地内	:山南浄水場系
20	山南町岩屋　石龕寺ポンプ所	:山南浄水場系
21	山南町坂尻　農産物集出荷施設	:和田浄水場系
22	市島町樽井　樽井公民館	:友政浄水場系
23	市島町徳尾　大杉公民館	:新友政浄水場系
24	市島町市島　市島公民館	:上垣浄水場系
25	市島町白毫寺　白毫寺公民館	:上垣浄水場系
26	市島町北奥　後地公民館	:上垣浄水場系
27	市島町戸平　戸平公民館	:戸平浄水場系

No. 1　　母坪浄水場系　　採水場所：認定こども園ミライズにじ

番号	項目名	基準値	令和8年度　水質検査結果(浄水)											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			9日	14日	11日	9日	6日	10日						
			11:28	11:51	10:22	11:17	12:58	11:20						
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg／L以下であること			0.0003 未満		0.0003 未満							
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg／L以下であること			0.00005 未満		0.00005 未満							
5	セレン及びその化合物	0.01 mg／L以下であること			0.001 未満		0.001 未満							
6	鉛及びその化合物	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満	0.001 未満		0.001 未満							
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満	0.001 未満		0.001 未満							
8	六価クロム化合物	0.02 mg／L以下であること			0.002 未満		0.002 未満							
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg／L以下であること			0.004 未満		0.004 未満							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満	0.001 未満		0.001 未満							
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg／L以下であること			0.59		0.57							
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg／L以下であること			0.11		0.11							
13	ホウ素及びその化合物	1 mg／L以下であること			0.02		0.02 未満							
14	四塩化炭素	0.002 mg／L以下であること			0.0002 未満		0.0002 未満							
15	1，4－ジオキサン	0.05 mg／L以下であること			0.005 未満		0.005 未満							
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	0.04 mg／L以下であること			0.004 未満		0.004 未満							
17	ジクロロメタン	0.02 mg／L以下であること			0.002 未満		0.002 未満							
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること			0.001 未満		0.001 未満							
19	トリクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること			0.001 未満		0.001 未満							
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	0.00005 mg／L以下であること			0.000005 未満		0.000005 未満							
21	ベンゼン	0.01 mg／L以下であること			0.001 未満		0.001 未満							
22	塩素酸	0.6 mg／L以下であること		0.06 未満	0.06 未満		0.07							
23	クロロ酢酸	0.02 mg／L以下であること		0.002 未満	0.002 未満		0.002 未満							
24	クロロホルム	0.06 mg／L以下であること		0.002	0.002		0.002							
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg／L以下であること		0.003 未満	0.003 未満		0.003 未満							
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg／L以下であること		0.008	0.008		0.008							
27	臭素酸	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満	0.001 未満		0.001 未満							
28	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびブロロホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg／L以下であること		0.020	0.010		0.020							
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg／L以下であること		0.003 未満	0.003 未満		0.003 未満							
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg／L以下であること		0.005	0.004		0.005							
31	ブロモホルム	0.09 mg／L以下であること		0.005 未満	0.005 未満		0.005 未満							
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg／L以下であること		0.008 未満	0.008 未満		0.008 未満							
33	亜鉛及びその化合物	1 mg／L以下であること			0.005 未満		0.008							
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg／L以下であること			0.02 未満		0.02 未満							
35	鉄及びその化合物	0.3 mg／L以下であること		0.03 未満	0.03 未満		0.03 未満							
36	銅及びその化合物	1 mg／L以下であること			0.01 未満		0.01 未満							
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg／L以下であること			23		22.0							
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg／L以下であること		0.005 未満	0.005 未満		0.005 未満							
39	塩化物イオン	200 mg／L以下であること	47.4	47.9	46.6	47.7	45.6	45.1						
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg／L以下であること		105	107		112							
41	蒸発残留物	500 mg／L以下であること		230	238		233							
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg／L以下であること			0.02 未満		0.02 未満							
43	(4s，4aS，8aR)－オクタヒドロ－4，8a－ジメチルナフタレン－4a(2H)－オール(別名ジエオスミン)	0.00001 mg／L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
44	1，2，7，7－テトラメチルビシクロ[2，2，1]ヘプタン－2－オール(別名2－メチルイソボネオール)	0.00001 mg／L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg／L以下であること			0.005 未満		0.005 未満							
46	フェノール類	0.005 mg／L以下であること			0.0005 未満		0.0005 未満							
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg／L以下であること	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6						
48	PH値	5.8～8.6 －	7.35	7.29	7.32	7.38	7.36	7.28						
49	味	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
50	臭気	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
51	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満						
52	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満						
	水温		15.9	19.2	21.0	22.8	25.5	24.5						
	残留塩素	0.10 以上	0.50	0.50	0.45	0.60	0.50	0.45						

No. 2　　母坪浄水場系　　採水場所：下小倉 子育てセンター

番号	項目名	基準値	令和8年度 水質検査結果（浄水）											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			9日	14日	11日	9日	6日	10日						
			11:45	12:10	10:35	11:40	13:15	11:37						
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg／L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg／L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg／L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg／L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg／L以下であること												
8	六価クロム化合物	0.02 mg／L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg／L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg／L以下であること												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg／L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg／L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg／L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg／L以下であること												
15	1，4－ジオキサン	0.05 mg／L以下であること												
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	0.04 mg／L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg／L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること												
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	0.00005 mg／L以下であること												
21	ベンゼン	0.01 mg／L以下であること												
22	塩素酸	0.6 mg／L以下であること												
23	クロロ酢酸	0.02 mg／L以下であること												
24	クロロホルム	0.06 mg／L以下であること												
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg／L以下であること												
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg／L以下であること												
27	臭素酸	0.01 mg／L以下であること												
28	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびブロロホルムのそれぞれの濃度の総和）	0.1 mg／L以下であること												
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg／L以下であること												
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg／L以下であること												
31	ブロモホルム	0.09 mg／L以下であること												
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg／L以下であること												
33	亜鉛及びその化合物	1 mg／L以下であること												
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg／L以下であること												
35	鉄及びその化合物	0.3 mg／L以下であること												
36	銅及びその化合物	1 mg／L以下であること												
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg／L以下であること												
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg／L以下であること												
39	塩化物イオン	200 mg／L以下であること	46.9	47.9	46.7	47.6	45.9	44.4						
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg／L以下であること												
41	蒸発残留物	500 mg／L以下であること												
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg／L以下であること												
43	（4s，4aS，8aR）－オクタヒドロ－4，8a－ジメチルナフタレン－4a（2H）－オール（別名ジエオスミン）	0.00001 mg／L以下であること												
44	1，2，7，7－テトラメチルビシクロ[2，2，1]ヘプタン－2－オール（別名2－メチルイソボネオール）	0.00001 mg／L以下であること												
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg／L以下であること												
46	フェノール類	0.005 mg／L以下であること												
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量） 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3 mg／L以下であること	0.7	0.6	0.6	0.7	0.7	0.6						
48	PH値	5.8～8.6 －	7.51	7.33	7.35	7.49	7.47	7.41						
49	味	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
50	臭気	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
51	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満						
52	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満						
	水温		14.1	19.8	23.1	23.0	26.9	25.0						
	残留塩素	0.10 以上	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40						

No. 3　　氷上中央浄水場系　　採水場所：稲継公民館

番号	項目名	基準値	令和8年度 水質検査結果（浄水）											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			14日	13日	9日	7日	6日	8日						
			11:24	11:03	11:06	11:36	11:14	11:16						
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg／L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg／L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg／L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg／L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg／L以下であること												
8	六価クロム化合物	0.02 mg／L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg／L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg／L以下であること												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg／L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg／L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg／L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg／L以下であること												
15	1，4－ジオキサン	0.05 mg／L以下であること												
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	0.04 mg／L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg／L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること												
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	0.00005 mg／L以下であること												
21	ベンゼン	0.01 mg／L以下であること												
22	塩素酸	0.6 mg／L以下であること												
23	クロロ酢酸	0.02 mg／L以下であること												
24	クロロホルム	0.06 mg／L以下であること												
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg／L以下であること												
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg／L以下であること												
27	臭素酸	0.01 mg／L以下であること												
28	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびブロロホルムのそれぞれの濃度の総和）	0.1 mg／L以下であること												
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg／L以下であること												
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg／L以下であること												
31	ブロモホルム	0.09 mg／L以下であること												
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg／L以下であること												
33	亜鉛及びその化合物	1 mg／L以下であること												
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg／L以下であること												
35	鉄及びその化合物	0.3 mg／L以下であること												
36	銅及びその化合物	1 mg／L以下であること												
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg／L以下であること												
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg／L以下であること												
39	塩化物イオン	200 mg／L以下であること	8.4	8.6	8.5	8.5	8.8	8.4						
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg／L以下であること												
41	蒸発残留物	500 mg／L以下であること												
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg／L以下であること												
43	(4s，4aS，8aR)－オクタヒドロ－4，8a－ジメチルナフタレン－4a(2H)－オール（別名ジエオスミン）	0.00001 mg／L以下であること												
44	1，2，7，7－テトラメチルビシクロ[2，2，1]ヘプタン－2－オール（別名2－メチルイソボネオール）	0.00001 mg／L以下であること												
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg／L以下であること												
46	フェノール類	0.005 mg／L以下であること												
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量） 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3 mg／L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満						
48	PH値	5.8～8.6 －	6.65	6.63	6.63	6.63	6.66	6.69						
49	味	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
50	臭気	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
51	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満						
52	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満						
	水温		16.4	20.0	21.8	22.8	28.3	26.2						
	残留塩素	0.10 以上	0.40	0.35	0.40	0.40	0.35	0.40						

No. 4　　氷上中央浄水場系　　採水場所：清住公民館

番号	項目名	基準値	令和8年度 水質検査結果（浄水）											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			14日	13日	9日	7日	6日	8日						
			11:49	11:38	11:29	12:00	11:49	11:40						
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg／L以下であること					0.0003 未満							
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg／L以下であること					0.00005 未満							
5	セレン及びその化合物	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
6	鉛及びその化合物	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
8	六価クロム化合物	0.02 mg／L以下であること					0.002 未満							
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg／L以下であること					0.004 未満							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg／L以下であること					1.29							
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg／L以下であること					0.08 未満							
13	ホウ素及びその化合物	1 mg／L以下であること					0.02 未満							
14	四塩化炭素	0.002 mg／L以下であること					0.0002 未満							
15	1，4－ジオキサン	0.05 mg／L以下であること					0.005 未満							
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	0.04 mg／L以下であること					0.004 未満							
17	ジクロロメタン	0.02 mg／L以下であること					0.002 未満							
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
19	トリクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	0.00005 mg／L以下であること					0.000005 未満							
21	ベンゼン	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
22	塩素酸	0.6 mg／L以下であること		0.06 未満			0.06 未満							
23	クロロ酢酸	0.02 mg／L以下であること		0.002 未満			0.002 未満							
24	クロロホルム	0.06 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg／L以下であること		0.003 未満			0.003 未満							
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001							
27	臭素酸	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
28	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびブロロホルムのそれぞれの濃度の総和）	0.1 mg／L以下であること		0.010 未満			0.01 未満							
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg／L以下であること		0.003 未満			0.003 未満							
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
31	ブロモホルム	0.09 mg／L以下であること		0.005 未満			0.005 未満							
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg／L以下であること		0.008 未満			0.008 未満							
33	亜鉛及びその化合物	1 mg／L以下であること					0.005							
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg／L以下であること					0.02 未満							
35	鉄及びその化合物	0.3 mg／L以下であること		0.03 未満			0.03 未満							
36	銅及びその化合物	1 mg／L以下であること					0.02							
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg／L以下であること					7.0							
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg／L以下であること		0.005 未満			0.005 未満							
39	塩化物イオン	200 mg／L以下であること	8.3	8.5	8.5	8.5	8.6	8.4						
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg／L以下であること		29.7			31.5							
41	蒸発残留物	500 mg／L以下であること		78			82							
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg／L以下であること					0.02 未満							
43	（4s，4aS，8aR）－オクタヒドロ－4，8a－ジメチルナフタレン－4a（2H）－オール（別名ジエオスミン）	0.00001 mg／L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
44	1，2，7，7－テトラメチルビシクロ[2，2，1]ヘプタン－2－オール（別名2－メチルイソボネオール）	0.00001 mg／L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg／L以下であること					0.005 未満							
46	フェノール類	0.005 mg／L以下であること					0.0005 未満							
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量） 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3 mg／L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満						
48	PH値	5.8～8.6 －	6.84	6.83	6.80	6.82	6.82	6.89						
49	味	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
50	臭気	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
51	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満						
52	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満						
	水温		16.2	19.4	21.9	23.0	28.8	27.7						
	残留塩素	0.10 以上	0.40	0.30	0.35	0.40	0.30	0.30						

No. 5　　**桟敷浄水場系**　　**採水場所：氷上交流センター**

番号	項目名	基準値	令和8年度 水質検査結果（浄水）											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			14日	13日	9日	7日	6日	8日						
			12:10	12:00	11:51	12:21	12:23	12:04						
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg／L以下であること					0.0003 未満							
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg／L以下であること					0.00005 未満							
5	セレン及びその化合物	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
6	鉛及びその化合物	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
8	六価クロム化合物	0.02 mg／L以下であること					0.002 未満							
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg／L以下であること					0.004 未満							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg／L以下であること					0.79							
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg／L以下であること					0.08 未満							
13	ホウ素及びその化合物	1 mg／L以下であること					0.02 未満							
14	四塩化炭素	0.002 mg／L以下であること					0.0002 未満							
15	1，4－ジオキサン	0.05 mg／L以下であること					0.005 未満							
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	0.04 mg／L以下であること					0.004 未満							
17	ジクロロメタン	0.02 mg／L以下であること					0.002 未満							
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
19	トリクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	0.00005 mg／L以下であること					0.000005 未満							
21	ベンゼン	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
22	塩素酸	0.6 mg／L以下であること		0.06 未満			0.06 未満							
23	クロロ酢酸	0.02 mg／L以下であること		0.002 未満			0.002 未満							
24	クロロホルム	0.06 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg／L以下であること		0.003 未満			0.003 未満							
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001							
27	臭素酸	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
28	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびブロロホルムのそれぞれの濃度の総和）	0.1 mg／L以下であること		0.010 未満			0.01 未満							
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg／L以下であること		0.003 未満			0.003 未満							
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001							
31	ブロモホルム	0.09 mg／L以下であること		0.005 未満			0.005 未満							
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg／L以下であること		0.008 未満			0.008 未満							
33	亜鉛及びその化合物	1 mg／L以下であること					0.006							
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg／L以下であること					0.02 未満							
35	鉄及びその化合物	0.3 mg／L以下であること		0.03 未満			0.03 未満							
36	銅及びその化合物	1 mg／L以下であること					0.01							
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg／L以下であること					7.2							
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg／L以下であること		0.005 未満			0.005 未満							
39	塩化物イオン	200 mg／L以下であること	7.2	7.2	7.2	7.1	7.1	6.6						
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg／L以下であること		37.6			38.8							
41	蒸発残留物	500 mg／L以下であること		84			82							
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg／L以下であること					0.02 未満							
43	(4s，4aS，8aR)－オクタヒドロ－4，8a－ジメチルナフタレン－4a(2H)－オール（別名ジエオスミン）	0.00001 mg／L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
44	1，2，7，7－テトラメチルビシクロ[2，2，1]ヘプタン－2－オール（別名2－メチルイソボネオール）	0.00001 mg／L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg／L以下であること					0.005 未満							
46	フェノール類	0.005 mg／L以下であること					0.0005 未満							
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量） 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3 mg／L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満						
48	PH値	5.8～8.6 －	6.51	6.54	6.51	6.56	6.53	6.52						
49	味	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
50	臭気	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
51	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満						
52	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満						
	水温		15.9	19.6	22.4	23.9	30.7	28.0						
	残留塩素	0.10 以上	0.35	0.35	0.30	0.40	0.40	0.30						

No. 6　　氷上南浄水場系　　採水場所：朝阪公民館

番号	項目名	基準値	令和8年度　水質検査結果（浄水）											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			14日	13日	9日	7日	6日	8日						
			11:07	10:44	10:50	11:19	10:56	10:59						
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg／L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg／L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg／L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg／L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg／L以下であること												
8	六価クロム化合物	0.02 mg／L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg／L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg／L以下であること												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg／L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg／L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg／L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg／L以下であること												
15	1，4－ジオキサン	0.05 mg／L以下であること												
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	0.04 mg／L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg／L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること												
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	0.00005 mg／L以下であること												
21	ベンゼン	0.01 mg／L以下であること												
22	塩素酸	0.6 mg／L以下であること												
23	クロロ酢酸	0.02 mg／L以下であること												
24	クロロホルム	0.06 mg／L以下であること												
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg／L以下であること												
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg／L以下であること												
27	臭素酸	0.01 mg／L以下であること												
28	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびブロロホルムのそれぞれの濃度の総和）	0.1 mg／L以下であること												
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg／L以下であること												
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg／L以下であること												
31	ブロモホルム	0.09 mg／L以下であること												
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg／L以下であること												
33	亜鉛及びその化合物	1 mg／L以下であること												
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg／L以下であること												
35	鉄及びその化合物	0.3 mg／L以下であること												
36	銅及びその化合物	1 mg／L以下であること												
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg／L以下であること												
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg／L以下であること												
39	塩化物イオン	200 mg／L以下であること	21.2	21.2	21.2	21.0	21.4	20.9						
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg／L以下であること												
41	蒸発残留物	500 mg／L以下であること												
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg／L以下であること												
43	（4s，4aS，8aR）－オクタヒドロ－4，8a－ジメチルナフタレン－4a（2H）－オール（別名ジエオスミン）	0.00001 mg／L以下であること												
44	1，2，7，7－テトラメチルビシクロ[2，2，1]ヘプタン－2－オール（別名2－メチルイソボネオール）	0.00001 mg／L以下であること												
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg／L以下であること												
46	フェノール類	0.005 mg／L以下であること												
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量） 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3 mg／L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満						
48	PH値	5.8～8.6 －	7.24	7.24	7.23	7.19	7.24	7.26						
49	味	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
50	臭気	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
51	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満						
52	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満						
	水温		15.7	19.2	21.3	22.2	29.0	26.3						
	残留塩素	0.10 以上	0.35	0.35	0.40	0.35	0.35	0.40						

No. 7　　氷上南浄水場系　　採水場所：古河公民館

番号	項目名	基準値	令和8年度 水質検査結果（浄水）											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			9日	14日	11日	9日	6日	10日						
			10:55	11:05	11:30	10:38	11:51	10:45						
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg／L以下であること					0.0003 未満							
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg／L以下であること					0.00005 未満							
5	セレン及びその化合物	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
6	鉛及びその化合物	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg／L以下であること		0.001			0.001							
8	六価クロム化合物	0.02 mg／L以下であること					0.002 未満							
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg／L以下であること					0.004 未満							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg／L以下であること					0.44							
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg／L以下であること					0.15							
13	ホウ素及びその化合物	1 mg／L以下であること					0.02 未満							
14	四塩化炭素	0.002 mg／L以下であること					0.0002 未満							
15	1，4－ジオキサン	0.05 mg／L以下であること					0.005 未満							
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	0.04 mg／L以下であること					0.004							
17	ジクロロメタン	0.02 mg／L以下であること					0.002 未満							
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
19	トリクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	0.00005 mg／L以下であること					0.000005 未満							
21	ベンゼン	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
22	塩素酸	0.6 mg／L以下であること		0.06 未満			0.08							
23	クロロ酢酸	0.02 mg／L以下であること		0.002 未満			0.002 未満							
24	クロロホルム	0.06 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg／L以下であること		0.003 未満			0.003 未満							
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg／L以下であること		0.001			0.001							
27	臭素酸	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
28	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびブロロホルムのそれぞれの濃度の総和）	0.1 mg／L以下であること		0.010 未満			0.010 未満							
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg／L以下であること		0.003 未満			0.003 未満							
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
31	ブロモホルム	0.09 mg／L以下であること		0.005 未満			0.005 未満							
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg／L以下であること		0.008 未満			0.008 未満							
33	亜鉛及びその化合物	1 mg／L以下であること					0.005 未満							
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg／L以下であること					0.02 未満							
35	鉄及びその化合物	0.3 mg／L以下であること		0.03 未満			0.03 未満							
36	銅及びその化合物	1 mg／L以下であること					0.01 未満							
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg／L以下であること					16.0							
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg／L以下であること		0.005 未満			0.005 未満							
39	塩化物イオン	200 mg／L以下であること	20.8	21.3	20.9	21.0	21.5	20.7						
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg／L以下であること		59.0			61.6							
41	蒸発残留物	500 mg／L以下であること		126			132							
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg／L以下であること					0.02 未満							
43	（4s，4aS，8aR）－オクタヒドロ－4，8a－ジメチルナフタレン－4a(2H)－オール（別名ジエオスミン）	0.00001 mg／L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
44	1，2，7，7－テトラメチルビシクロ[2，2，1]ヘプタン－2－オール（別名2－メチルイソボネオール）	0.00001 mg／L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg／L以下であること					0.005 未満							
46	フェノール類	0.005 mg／L以下であること					0.0005 未満							
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量） 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3 mg／L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満						
48	PH値	5.8～8.6 －	7.16	7.14	7.09	7.17	7.14	7.02						
49	味	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
50	臭気	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
51	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満						
52	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満						
	水温		15.2	20.2	22.9	24.0	29.9	27.1						
	残留塩素	0.10 以上	0.40	0.30	0.40	0.30	0.30	0.30						

No. 8　　市原浄水場系　　採水場所：大稗集会所

番号	項目名	基準値	令和8年度 水質検査結果（浄水）											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			9日	14日	11日	9日	12日	10日						
			11:46	12:20	12:09	12:04	12:50	11:58						
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg／L以下であること					0.0003 未満							
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg／L以下であること					0.00005 未満							
5	セレン及びその化合物	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
6	鉛及びその化合物	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
8	六価クロム化合物	0.02 mg／L以下であること					0.002 未満							
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg／L以下であること					0.004 未満							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg／L以下であること					0.68							
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg／L以下であること					0.08							
13	ホウ素及びその化合物	1 mg／L以下であること					0.02 未満							
14	四塩化炭素	0.002 mg／L以下であること					0.0002 未満							
15	1，4－ジオキサン	0.05 mg／L以下であること					0.005 未満							
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	0.04 mg／L以下であること					0.004 未満							
17	ジクロロメタン	0.02 mg／L以下であること					0.002 未満							
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
19	トリクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	0.00005 mg／L以下であること					0.000005 未満							
21	ベンゼン	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
22	塩素酸	0.6 mg／L以下であること		0.06 未満			0.06 未満							
23	クロロ酢酸	0.02 mg／L以下であること		0.002 未満			0.002 未満							
24	クロロホルム	0.06 mg／L以下であること		0.001			0.003							
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg／L以下であること		0.003 未満			0.003 未満							
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg／L以下であること		0.001			0.003							
27	臭素酸	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
28	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびブロロホルムのそれぞれの濃度の総和）	0.1 mg／L以下であること		0.010 未満			0.01 未満							
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg／L以下であること		0.003 未満			0.003 未満							
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg／L以下であること		0.001			0.003							
31	ブロモホルム	0.09 mg／L以下であること		0.005 未満			0.005 未満							
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg／L以下であること		0.008 未満			0.008 未満							
33	亜鉛及びその化合物	1 mg／L以下であること					0.007							
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg／L以下であること					0.02 未満							
35	鉄及びその化合物	0.3 mg／L以下であること		0.03 未満			0.03 未満							
36	銅及びその化合物	1 mg／L以下であること					0.02							
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg／L以下であること					6.3							
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg／L以下であること		0.005 未満			0.005 未満							
39	塩化物イオン	200 mg／L以下であること	6.1	5.9	6.0	5.9	5.8	5.7						
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg／L以下であること		28.9			35.9							
41	蒸発残留物	500 mg／L以下であること		61			74							
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg／L以下であること					0.02 未満							
43	（4s，4aS，8aR）－オクタヒドロ－4，8a－ジメチルナフタレン－4a（2H）－オール（別名ジエオスミン）	0.00001 mg／L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
44	1，2，7，7－テトラメチルビシクロ[2，2，1]ヘプタン－2－オール（別名2－メチルイソボネオール）	0.00001 mg／L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg／L以下であること					0.005 未満							
46	フェノール類	0.005 mg／L以下であること					0.0005 未満							
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量） 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3 mg／L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満						
48	PH値	5.8～8.6 －	6.89	6.83	6.90	6.96	6.92	6.94						
49	味	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
50	臭気	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
51	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満						
52	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満						
	水温		13.3	18.2	20.4	22.4	28.6	26.1						
	残留塩素	0.10 以上	0.35	0.30	0.30	0.30	0.20	0.20						

No. 9　　西芦田浄水場系　　採水場所：芦谷公民館

番号	項目名	基準値	令和8年度 水質検査結果（浄水）											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			9日	14日	11日	9日	12日	10日						
			11:16	11:50	11:42	11:36	12:12	11:32						
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg／L以下であること					0.0003 未満							
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg／L以下であること					0.00005 未満							
5	セレン及びその化合物	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
6	鉛及びその化合物	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
8	六価クロム化合物	0.02 mg／L以下であること					0.002 未満							
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg／L以下であること					0.004 未満							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg／L以下であること					0.75							
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg／L以下であること					0.08 未満							
13	ホウ素及びその化合物	1 mg／L以下であること					0.02 未満							
14	四塩化炭素	0.002 mg／L以下であること					0.0002 未満							
15	1，4－ジオキサン	0.05 mg／L以下であること					0.005 未満							
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	0.04 mg／L以下であること					0.004 未満							
17	ジクロロメタン	0.02 mg／L以下であること					0.002 未満							
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
19	トリクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	0.00005 mg／L以下であること					0.000005 未満							
21	ベンゼン	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
22	塩素酸	0.6 mg／L以下であること		0.06 未満			0.06 未満							
23	クロロ酢酸	0.02 mg／L以下であること		0.002 未満			0.002 未満							
24	クロロホルム	0.06 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg／L以下であること		0.003 未満			0.003 未満							
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001							
27	臭素酸	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
28	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびブロロホルムのそれぞれの濃度の総和）	0.1 mg／L以下であること		0.010 未満			0.01 未満							
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg／L以下であること		0.003 未満			0.003 未満							
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001							
31	ブロモホルム	0.09 mg／L以下であること		0.005 未満			0.005 未満							
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg／L以下であること		0.008 未満			0.008 未満							
33	亜鉛及びその化合物	1 mg／L以下であること					0.005 未満							
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg／L以下であること					0.02 未満							
35	鉄及びその化合物	0.3 mg／L以下であること		0.03 未満			0.03 未満							
36	銅及びその化合物	1 mg／L以下であること					0.01 未満							
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg／L以下であること					5.6							
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg／L以下であること		0.005 未満			0.005 未満							
39	塩化物イオン	200 mg／L以下であること	6.4	6.5	6.1	6.3	5.7	6.1						
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg／L以下であること		27.0			32.1							
41	蒸発残留物	500 mg／L以下であること		62			70							
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg／L以下であること					0.02 未満							
43	(4s，4aS，8aR)－オクタヒドロ－4，8a－ジメチルナフタレン－4a(2H)－オール（別名ジエオスミン）	0.00001 mg／L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
44	1，2，7，7－テトラメチルビシクロ[2，2，1]ヘプタン－2－オール（別名2－メチルイソボネオール）	0.00001 mg／L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg／L以下であること					0.005 未満							
46	フェノール類	0.005 mg／L以下であること					0.0005 未満							
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量） 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3 mg／L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満						
48	PH値	5.8～8.6 －	6.88	6.78	6.85	6.82	6.78	6.76						
49	味	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
50	臭気	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
51	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満						
52	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満						
	水温		13.6	19.2	22.0	24.0	29.7	26.9						
	残留塩素	0.10 以上	0.35	0.25	0.35	0.30	0.25	0.25						

No. 10　　西芦田浄水場系　　採水場所：沼公民館

番号	項目名	基準値	令和8年度　水質検査結果（浄水）											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			14日	13日	9日	7日	6日	8日						
			12:26	12:25	12:09	12:38	12:45	12:21						
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg／L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg／L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg／L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg／L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg／L以下であること												
8	六価クロム化合物	0.02 mg／L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg／L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg／L以下であること												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg／L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg／L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg／L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg／L以下であること												
15	1，4－ジオキサン	0.05 mg／L以下であること												
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	0.04 mg／L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg／L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること												
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	0.00005 mg／L以下であること												
21	ベンゼン	0.01 mg／L以下であること												
22	塩素酸	0.6 mg／L以下であること												
23	クロロ酢酸	0.02 mg／L以下であること												
24	クロロホルム	0.06 mg／L以下であること												
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg／L以下であること												
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg／L以下であること												
27	臭素酸	0.01 mg／L以下であること												
28	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびブロロホルムのそれぞれの濃度の総和）	0.1 mg／L以下であること												
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg／L以下であること												
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg／L以下であること												
31	ブロモホルム	0.09 mg／L以下であること												
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg／L以下であること												
33	亜鉛及びその化合物	1 mg／L以下であること												
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg／L以下であること												
35	鉄及びその化合物	0.3 mg／L以下であること												
36	銅及びその化合物	1 mg／L以下であること												
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg／L以下であること												
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg／L以下であること												
39	塩化物イオン	200 mg／L以下であること	6.4	6.5	6.2	6.2	5.9	6.1						
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg／L以下であること												
41	蒸発残留物	500 mg／L以下であること												
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg／L以下であること												
43	（4s，4aS，8aR）－オクタヒドロ－4，8a－ジメチルナフタレン－4a（2H）－オール（別名ジエオスミン）	0.00001 mg／L以下であること												
44	1，2，7，7－テトラメチルビシクロ[2，2，1]ヘプタン－2－オール（別名2－メチルイソボネオール）	0.00001 mg／L以下であること												
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg／L以下であること												
46	フェノール類	0.005 mg／L以下であること												
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量） 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3 mg／L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満						
48	PH値	5.8～8.6 －	6.88	6.87	6.81	6.87	6.83	6.85						
49	味	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
50	臭気	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
51	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満						
52	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満						
	水温		15.3	19.0	22.5	23.1	28.3	27.0						
	残留塩素	0.10 以上	0.35	0.40	0.40	0.40	0.30	0.35						

No. 11　　大嶋浄水場系　　採水場所：消防本部山東出張所

番号	項目名	基準値	令和8年度 水質検査結果（浄水）											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			9日	14日	11日	9日	6日	10日						
			9:32	9:20	12:16	9:10	9:28	9:12						
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg／L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg／L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg／L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg／L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg／L以下であること												
8	六価クロム化合物	0.02 mg／L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg／L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg／L以下であること												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg／L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg／L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg／L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg／L以下であること												
15	1，4－ジオキサン	0.05 mg／L以下であること												
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	0.04 mg／L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg／L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること												
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	0.00005 mg／L以下であること												
21	ベンゼン	0.01 mg／L以下であること												
22	塩素酸	0.6 mg／L以下であること												
23	クロロ酢酸	0.02 mg／L以下であること												
24	クロロホルム	0.06 mg／L以下であること												
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg／L以下であること												
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg／L以下であること												
27	臭素酸	0.01 mg／L以下であること												
28	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	0.1 mg／L以下であること												
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg／L以下であること												
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg／L以下であること												
31	ブロモホルム	0.09 mg／L以下であること												
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg／L以下であること												
33	亜鉛及びその化合物	1 mg／L以下であること												
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg／L以下であること												
35	鉄及びその化合物	0.3 mg／L以下であること												
36	銅及びその化合物	1 mg／L以下であること												
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg／L以下であること												
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg／L以下であること												
39	塩化物イオン	200 mg／L以下であること	28.9	23.6	24.4	22.7	22.2	24.4						
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg／L以下であること												
41	蒸発残留物	500 mg／L以下であること												
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg／L以下であること												
43	（4s，4aS，8aR）－オクタヒドロ－4，8a－ジメチルナフタレン－4a（2H）－オール（別名ジエオスミン）	0.00001 mg／L以下であること												
44	1，2，7，7－テトラメチルビシクロ[2，2，1]ヘプタン－2－オール（別名2－メチルイソボネオール）	0.00001 mg／L以下であること												
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg／L以下であること												
46	フェノール類	0.005 mg／L以下であること												
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量） 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3 mg／L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満						
48	PH値	5.8～8.6 －	6.80	6.72	6.79	6.84	6.73	6.78						
49	味	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
50	臭気	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
51	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満						
52	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満						
	水温		12.8	25.0	26.1	28.0	36.3	28.9						
	残留塩素	0.10 以上	0.40	0.20	0.25	0.30	0.30	0.20						

No. 12　　大嶋浄水場系　　採水場所：柚津公民館

番号	項目名	基準値	令和8年度 水質検査結果（浄水）											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			9日	14日	11日	9日	6日	10日						
			9:48	9:37	12:07	9:25	9:53	9:28						
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg／L以下であること					0.0003 未満							
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg／L以下であること					0.00005 未満							
5	セレン及びその化合物	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
6	鉛及びその化合物	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
8	六価クロム化合物	0.02 mg／L以下であること					0.002 未満							
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg／L以下であること					0.004 未満							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg／L以下であること					1.12							
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg／L以下であること					0.08 未満							
13	ホウ素及びその化合物	1 mg／L以下であること					0.03							
14	四塩化炭素	0.002 mg／L以下であること					0.0002 未満							
15	1，4－ジオキサン	0.05 mg／L以下であること					0.005 未満							
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	0.04 mg／L以下であること					0.004 未満							
17	ジクロロメタン	0.02 mg／L以下であること					0.002 未満							
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
19	トリクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	0.00005 mg／L以下であること					0.000005 未満							
21	ベンゼン	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
22	塩素酸	0.6 mg／L以下であること		0.06 未満			0.14							
23	クロロ酢酸	0.02 mg／L以下であること		0.002 未満			0.002 未満							
24	クロロホルム	0.06 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg／L以下であること		0.003 未満			0.003 未満							
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg／L以下であること		0.001			0.002							
27	臭素酸	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
28	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびブロロホルムのそれぞれの濃度の総和）	0.1 mg／L以下であること		0.010 未満			0.01 未満							
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg／L以下であること		0.003 未満			0.003 未満							
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001							
31	ブロモホルム	0.09 mg／L以下であること		0.005 未満			0.005 未満							
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg／L以下であること		0.008 未満			0.010							
33	亜鉛及びその化合物	1 mg／L以下であること					0.015							
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg／L以下であること					0.02 未満							
35	鉄及びその化合物	0.3 mg／L以下であること		0.03 未満			0.03 未満							
36	銅及びその化合物	1 mg／L以下であること					0.01							
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg／L以下であること					16.0							
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg／L以下であること		0.005 未満			0.005 未満							
39	塩化物イオン	200 mg／L以下であること	23.8	24.0	22.7	22.5	22.5	24.3						
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg／L以下であること		40.2			41.6							
41	蒸発残留物	500 mg／L以下であること		110			112							
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg／L以下であること					0.02 未満							
43	（4s，4aS，8aR）－オクタヒドロ－4，8a－ジメチルナフタレン－4a（2H）－オール（別名ジエオスミン）	0.00001 mg／L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
44	1，2，7，7－テトラメチルビシクロ[2，2，1]ヘプタン－2－オール（別名2－メチルイソボネオール）	0.00001 mg／L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg／L以下であること					0.005 未満							
46	フェノール類	0.005 mg／L以下であること					0.0005 未満							
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量） 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3 mg／L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満						
48	PH値	5.8～8.6 －	6.81	6.87	6.82	6.91	6.89	6.79						
49	味	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
50	臭気	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
51	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満						
52	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満						
	水温		14.8	19.5	22.2	23.2	29.0	25.9						
	残留塩素	0.10 以上	0.40	0.25	0.20	0.25	0.30	0.30						

No. 13　　東中浄水場系　　採水場所：国領ふるさと館

番号	項目名	基準値	令和8年度 水質検査結果（浄水）											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			9日	14日	11日	9日	6日	10日						
			10:39	10:40	11:27	10:17	11:16	10:27						
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg／L以下であること					0.0003 未満							
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg／L以下であること					0.00005 未満							
5	セレン及びその化合物	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
6	鉛及びその化合物	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
8	六価クロム化合物	0.02 mg／L以下であること					0.002 未満							
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg／L以下であること					0.004 未満							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg／L以下であること					0.50							
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg／L以下であること					0.08 未満							
13	ホウ素及びその化合物	1 mg／L以下であること					0.02 未満							
14	四塩化炭素	0.002 mg／L以下であること					0.0002 未満							
15	1，4－ジオキサン	0.05 mg／L以下であること					0.005 未満							
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	0.04 mg／L以下であること					0.004 未満							
17	ジクロロメタン	0.02 mg／L以下であること					0.002 未満							
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
19	トリクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	0.00005 mg／L以下であること					0.000005 未満							
21	ベンゼン	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
22	塩素酸	0.6 mg／L以下であること		0.06 未満			0.06 未満							
23	クロロ酢酸	0.02 mg／L以下であること		0.002 未満			0.002 未満							
24	クロロホルム	0.06 mg／L以下であること		0.007			0.012							
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg／L以下であること		0.003 未満			0.005							
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg／L以下であること		0.001 未満			0.002							
27	臭素酸	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
28	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびブロロホルムのそれぞれの濃度の総和）	0.1 mg／L以下であること		0.010			0.020							
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg／L以下であること		0.003 未満			0.004							
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg／L以下であること		0.004			0.007							
31	ブロモホルム	0.09 mg／L以下であること		0.005 未満			0.005 未満							
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg／L以下であること		0.008 未満			0.008 未満							
33	亜鉛及びその化合物	1 mg／L以下であること					0.005 未満							
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg／L以下であること					0.02 未満							
35	鉄及びその化合物	0.3 mg／L以下であること		0.03 未満			0.03 未満							
36	銅及びその化合物	1 mg／L以下であること					0.01 未満							
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg／L以下であること					5.1							
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg／L以下であること		0.005 未満			0.005 未満							
39	塩化物イオン	200 mg／L以下であること	4.9	4.8	4.7	4.9	4.9	4.7						
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg／L以下であること		18.4			23.3							
41	蒸発残留物	500 mg／L以下であること		51			61							
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg／L以下であること					0.02 未満							
43	(4s，4aS，8aR)－オクタヒドロ－4，8a－ジメチルナフタレン－4a(2H)－オール（別名ジエオスミン）	0.00001 mg／L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
44	1，2，7，7－テトラメチルビシクロ[2，2，1]ヘプタン－2－オール（別名2－メチルイソボネオール）	0.00001 mg／L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg／L以下であること					0.005 未満							
46	フェノール類	0.005 mg／L以下であること					0.0005 未満							
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量） 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3 mg／L以下であること	0.4	0.3	0.6	0.6	0.5	1.3						
48	PH値	5.8～8.6 －	7.44	7.41	7.37	7.40	7.52	7.27						
49	味	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
50	臭気	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
51	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	2						
52	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満						
	水温		14.2	19.1	21.1	23.2	29.9	26.6						
	残留塩素	0.10 以上	0.40	0.40	0.20	0.40	0.30	0.20						

No. 14　　上三井庄浄水場系　　採水場所：総合運動公園

番号	項目名	基準値	令和8年度 水質検査結果（浄水）											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			9日	14日	11日	9日	6日	10日						
			9:59	9:53	11:56	9:41	10:09	9:44						
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg／L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg／L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg／L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg／L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg／L以下であること												
8	六価クロム化合物	0.02 mg／L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg／L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg／L以下であること												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg／L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg／L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg／L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg／L以下であること												
15	1，4－ジオキサン	0.05 mg／L以下であること												
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	0.04 mg／L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg／L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること												
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	0.00005 mg／L以下であること												
21	ベンゼン	0.01 mg／L以下であること												
22	塩素酸	0.6 mg／L以下であること												
23	クロロ酢酸	0.02 mg／L以下であること												
24	クロロホルム	0.06 mg／L以下であること												
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg／L以下であること												
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg／L以下であること												
27	臭素酸	0.01 mg／L以下であること												
28	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびブロロホルムのそれぞれの濃度の総和）	0.1 mg／L以下であること												
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg／L以下であること												
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg／L以下であること												
31	ブロモホルム	0.09 mg／L以下であること												
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg／L以下であること												
33	亜鉛及びその化合物	1 mg／L以下であること												
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg／L以下であること												
35	鉄及びその化合物	0.3 mg／L以下であること												
36	銅及びその化合物	1 mg／L以下であること												
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg／L以下であること												
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg／L以下であること												
39	塩化物イオン	200 mg／L以下であること	7.6	7.7	7.8	7.5	7.7	8.4						
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg／L以下であること												
41	蒸発残留物	500 mg／L以下であること												
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg／L以下であること												
43	（4s，4aS，8aR）－オクタヒドロ－4，8a－ジメチルナフタレン－4a（2H）－オール（別名ジエオスミン）	0.00001 mg／L以下であること												
44	1，2，7，7－テトラメチルビシクロ[2，2，1]ヘプタン－2－オール（別名2－メチルイソボネオール）	0.00001 mg／L以下であること												
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg／L以下であること												
46	フェノール類	0.005 mg／L以下であること												
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量） 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3 mg／L以下であること	0.7	0.8	0.7	0.7	0.9	1.0						
48	PH値	5.8～8.6 －	7.23	7.16	7.10	7.15	7.18	7.12						
49	味	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
50	臭気	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
51	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満						
52	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満						
	水温		13.0	15.9	20.1	21.9	25.2	24.5						
	残留塩素	0.10 以上	0.20	0.40	0.30	0.40	0.25	0.30						

No. 15　　上三井庄浄水場系　　採水場所：野瀬集落センター

番号	項目名	基準値	令和8年度 水質検査結果（浄水）											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			9日	14日	11日	9日	6日	10日						
			10:20	10:14	11:42	9:58	10:40	10:05						
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg／L以下であること					0.0003 未満							
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg／L以下であること					0.00005 未満							
5	セレン及びその化合物	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
6	鉛及びその化合物	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
8	六価クロム化合物	0.02 mg／L以下であること					0.002 未満							
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg／L以下であること					0.004 未満							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg／L以下であること					0.11							
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg／L以下であること					0.08 未満							
13	ホウ素及びその化合物	1 mg／L以下であること					0.02 未満							
14	四塩化炭素	0.002 mg／L以下であること					0.0002 未満							
15	1，4－ジオキサン	0.05 mg／L以下であること					0.005 未満							
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	0.04 mg／L以下であること					0.004 未満							
17	ジクロロメタン	0.02 mg／L以下であること					0.002 未満							
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
19	トリクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	0.00005 mg／L以下であること					0.000005 未満							
21	ベンゼン	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
22	塩素酸	0.6 mg／L以下であること		0.43			0.10							
23	クロロ酢酸	0.02 mg／L以下であること		0.002 未満			0.002 未満							
24	クロロホルム	0.06 mg／L以下であること		0.023			0.045							
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg／L以下であること		0.010			0.003 未満							
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001							
27	臭素酸	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
28	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびブロロホルムのそれぞれの濃度の総和）	0.1 mg／L以下であること		0.030			0.05							
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg／L以下であること		0.010			0.016							
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg／L以下であること		0.005			0.008							
31	ブロモホルム	0.09 mg／L以下であること		0.005 未満			0.005 未満							
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg／L以下であること		0.008 未満			0.008 未満							
33	亜鉛及びその化合物	1 mg／L以下であること					0.005 未満							
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg／L以下であること		0.02 未満			0.03							
35	鉄及びその化合物	0.3 mg／L以下であること		0.03 未満			0.03 未満							
36	銅及びその化合物	1 mg／L以下であること					0.01 未満							
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg／L以下であること					5.7							
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg／L以下であること		0.005 未満			0.005 未満							
39	塩化物イオン	200 mg／L以下であること	7.5	7.9	7.8	7.8	8.2	9.0						
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg／L以下であること		23.6			25.5							
41	蒸発残留物	500 mg／L以下であること		52			59							
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg／L以下であること					0.02 未満							
43	(4s，4aS，8aR)－オクタヒドロ－4，8a－ジメチルナフタレン－4a(2H)－オール（別名ジエオスミン）	0.00001 mg／L以下であること	0.000002	0.000001	0.000002	0.000001	0.000003	0.000004						
44	1，2，7，7－テトラメチルビシクロ[2，2，1]ヘプタン－2－オール（別名2－メチルイソボネオール）	0.00001 mg／L以下であること	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000002	0.000001 未満						
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg／L以下であること					0.005 未満							
46	フェノール類	0.005 mg／L以下であること					0.0005 未満							
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量） 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3 mg／L以下であること	0.7	0.6	0.7	0.7	0.8	1.0						
48	PH値	5.8～8.6 －	7.47	7.45	7.57	7.54	7.68	7.69						
49	味	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
50	臭気	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
51	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満						
52	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満						
	水温		13.5	18.1	22.5	23.2	28.0	26.0						
	残留塩素	0.10 以上	0.40	0.40	0.15	0.20	0.25	0.40						

No. 16　　多利浄水場系　　採水場所：小多利公民館

番号	項目名	基準値	令和8年度 水質検査結果（浄水）											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			9日	14日	11日	9日	6日	10日						
			9:19	9:07	12:31	8:58	9:12	8:59						
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg／L以下であること					0.0003 未満							
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg／L以下であること					0.00005 未満							
5	セレン及びその化合物	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
6	鉛及びその化合物	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
8	六価クロム化合物	0.02 mg／L以下であること					0.002 未満							
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg／L以下であること					0.004 未満							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg／L以下であること					0.07							
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg／L以下であること					0.08 未満							
13	ホウ素及びその化合物	1 mg／L以下であること					0.02 未満							
14	四塩化炭素	0.002 mg／L以下であること					0.0002 未満							
15	1，4－ジオキサン	0.05 mg／L以下であること					0.005 未満							
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	0.04 mg／L以下であること					0.004 未満							
17	ジクロロメタン	0.02 mg／L以下であること					0.002 未満							
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
19	トリクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	0.00005 mg／L以下であること					0.000005 未満							
21	ベンゼン	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
22	塩素酸	0.6 mg／L以下であること		0.06 未満			0.06 未満							
23	クロロ酢酸	0.02 mg／L以下であること		0.002 未満			0.002 未満							
24	クロロホルム	0.06 mg／L以下であること		0.008			0.017							
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg／L以下であること		0.003			0.004							
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg／L以下であること		0.001 未満			0.003							
27	臭素酸	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
28	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびブロロホルムのそれぞれの濃度の総和）	0.1 mg／L以下であること		0.010			0.03							
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg／L以下であること		0.005			0.008							
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg／L以下であること		0.003			0.009							
31	ブロモホルム	0.09 mg／L以下であること		0.005 未満			0.005 未満							
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg／L以下であること		0.008 未満			0.008 未満							
33	亜鉛及びその化合物	1 mg／L以下であること					0.005 未満							
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg／L以下であること					0.02 未満							
35	鉄及びその化合物	0.3 mg／L以下であること		0.03 未満			0.03 未満							
36	銅及びその化合物	1 mg／L以下であること					0.01 未満							
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg／L以下であること					2.9							
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg／L以下であること		0.005 未満			0.005 未満							
39	塩化物イオン	200 mg／L以下であること	4.8	4.9	4.6	4.7	5.1	4.6						
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg／L以下であること		9.1			10.9							
41	蒸発残留物	500 mg／L以下であること		27			37							
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg／L以下であること					0.02 未満							
43	(4s，4aS，8aR)－オクタヒドロ－4，8a－ジメチルナフタレン－4a(2H)－オール（別名ジエオスミン）	0.00001 mg／L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
44	1，2，7，7－テトラメチルビシクロ[2，2，1]ヘプタン－2－オール（別名2－メチルイソボネオール）	0.00001 mg／L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg／L以下であること					0.005 未満							
46	フェノール類	0.005 mg／L以下であること					0.0005 未満							
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量） 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3 mg／L以下であること	0.6	0.4	0.8	0.9	0.6	1.3						
48	PH値	5.8～8.6 －	7.05	7.02	6.95	6.94	6.98	6.85						
49	味	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
50	臭気	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
51	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1	1 未満	2						
52	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満						
	水温		13.0	18.0	21.3	22.6	27.5	25.2						
	残留塩素	0.10 以上	0.40	0.30	0.25	0.20	0.30	0.30						

No. 17　　歌道谷浄水場系　　採水場所：歌道谷公民館

番号	項目名	基準値	令和8年度　水質検査結果（浄水）											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			9日	14日	11日	9日	6日	10日						
			11:12	11:25	10:55	10:58	12:20	11:02						
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg／L以下であること					0.0003 未満							
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg／L以下であること					0.00005 未満							
5	セレン及びその化合物	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
6	鉛及びその化合物	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
8	六価クロム化合物	0.02 mg／L以下であること					0.002 未満							
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg／L以下であること					0.004 未満							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg／L以下であること					0.20							
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg／L以下であること					0.08 未満							
13	ホウ素及びその化合物	1 mg／L以下であること					0.02 未満							
14	四塩化炭素	0.002 mg／L以下であること					0.0002 未満							
15	1，4－ジオキサン	0.05 mg／L以下であること					0.005 未満							
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	0.04 mg／L以下であること					0.004 未満							
17	ジクロロメタン	0.02 mg／L以下であること					0.002 未満							
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
19	トリクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	0.00005 mg／L以下であること					0.000005 未満							
21	ベンゼン	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
22	塩素酸	0.6 mg／L以下であること		0.06 未満			0.06 未満							
23	クロロ酢酸	0.02 mg／L以下であること		0.002 未満			0.002 未満							
24	クロロホルム	0.06 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg／L以下であること		0.003 未満			0.003 未満							
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
27	臭素酸	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
28	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびブロロホルムのそれぞれの濃度の総和）	0.1 mg／L以下であること		0.010 未満			0.01 未満							
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg／L以下であること		0.003 未満			0.003 未満							
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
31	ブロモホルム	0.09 mg／L以下であること		0.005 未満			0.005 未満							
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg／L以下であること		0.008 未満			0.008 未満							
33	亜鉛及びその化合物	1 mg／L以下であること					0.005 未満							
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg／L以下であること					0.02 未満							
35	鉄及びその化合物	0.3 mg／L以下であること		0.03 未満			0.03 未満							
36	銅及びその化合物	1 mg／L以下であること					0.01 未満							
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg／L以下であること					2.7							
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg／L以下であること		0.005 未満			0.005 未満							
39	塩化物イオン	200 mg／L以下であること	4.4	4.5	4.5	4.4	4.6	4.5						
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg／L以下であること		22.9			26.3							
41	蒸発残留物	500 mg／L以下であること		45			54							
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg／L以下であること					0.02 未満							
43	（4s，4aS，8aR）－オクタヒドロ－4，8a－ジメチルナフタレン－4a(2H)－オール（別名ジエオスミン）	0.00001 mg／L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
44	1，2，7，7－テトラメチルビシクロ[2，2，1]ヘプタン－2－オール（別名2－メチルイソボネオール）	0.00001 mg／L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg／L以下であること					0.005 未満							
46	フェノール類	0.005 mg／L以下であること					0.0005 未満							
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量） 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3 mg／L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満						
48	PH値	5.8～8.6 －	7.34	7.19	7.24	7.24	7.30	7.17						
49	味	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
50	臭気	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
51	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満						
52	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満						
	水温		13.9	18.0	19.6	20.8	23.2	21.1						
	残留塩素	0.10 以上	0.30	0.40	0.30	0.25	0.20	0.25						

No.18　　山南浄水場系　　採水場所：谷川11区地内

番号	項目名	基準値	令和8年度　水質検査結果（浄水）											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			14日	13日	9日	7日	6日	8日						
			10:04	9:36	9:47	10:15	9:32	9:50						
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg／L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg／L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg／L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg／L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg／L以下であること												
8	六価クロム化合物	0.02 mg／L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg／L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg／L以下であること												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg／L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg／L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg／L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg／L以下であること												
15	1，4－ジオキサン	0.05 mg／L以下であること												
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	0.04 mg／L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg／L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること												
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	0.00005 mg／L以下であること												
21	ベンゼン	0.01 mg／L以下であること												
22	塩素酸	0.6 mg／L以下であること												
23	クロロ酢酸	0.02 mg／L以下であること												
24	クロロホルム	0.06 mg／L以下であること												
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg／L以下であること												
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg／L以下であること												
27	臭素酸	0.01 mg／L以下であること												
28	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびブロロホルムのそれぞれの濃度の総和）	0.1 mg／L以下であること												
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg／L以下であること												
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg／L以下であること												
31	ブロモホルム	0.09 mg／L以下であること												
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg／L以下であること												
33	亜鉛及びその化合物	1 mg／L以下であること												
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg／L以下であること												
35	鉄及びその化合物	0.3 mg／L以下であること												
36	銅及びその化合物	1 mg／L以下であること												
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg／L以下であること												
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg／L以下であること												
39	塩化物イオン	200 mg／L以下であること	10.9	10.2	11.4	10.0	11.2	12.0						
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg／L以下であること												
41	蒸発残留物	500 mg／L以下であること												
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg／L以下であること												
43	（4s，4aS，8aR）－オクタヒドロ－4，8a－ジメチルナフタレン－4a（2H）－オール（別名ジエオスミン）	0.00001 mg／L以下であること												
44	1，2，7，7－テトラメチルビシクロ[2，2，1]ヘプタン－2－オール（別名2－メチルイソボネオール）	0.00001 mg／L以下であること												
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg／L以下であること												
46	フェノール類	0.005 mg／L以下であること												
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量） 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3 mg／L以下であること	0.3	0.3	0.4	0.3	0.4	0.4						
48	PH値	5.8～8.6 －	7.21	7.19	7.19	7.11	7.11	7.30						
49	味	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
50	臭気	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
51	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満						
52	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満						
	水温		13.8	17.3	19.6	21.2	27.9	24.3						
	残留塩素	0.10 以上	0.40	0.35	0.30	0.45	0.40	0.40						

No19　　山南浄水場系　　採水場所：阿草地内

番号	項目名	基準値	令和8年度 水質検査結果（浄水）											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			14日	13日	9日	7日	6日	8日						
			9:40	9:10	9:20	9:40	9:00	9:20						
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg／L以下であること					0.0003 未満							
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg／L以下であること					0.00005 未満							
5	セレン及びその化合物	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
6	鉛及びその化合物	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
8	六価クロム化合物	0.02 mg／L以下であること					0.002 未満							
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg／L以下であること					0.004 未満							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg／L以下であること					0.85							
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg／L以下であること					0.09							
13	ホウ素及びその化合物	1 mg／L以下であること					0.02 未満							
14	四塩化炭素	0.002 mg／L以下であること					0.0002 未満							
15	1，4－ジオキサン	0.05 mg／L以下であること					0.005 未満							
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	0.04 mg／L以下であること					0.004 未満							
17	ジクロロメタン	0.02 mg／L以下であること					0.002 未満							
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
19	トリクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	0.00005 mg／L以下であること					0.000005 未満							
21	ベンゼン	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
22	塩素酸	0.6 mg／L以下であること		0.06 未満			0.06 未満							
23	クロロ酢酸	0.02 mg／L以下であること		0.002 未満			0.002 未満							
24	クロロホルム	0.06 mg／L以下であること		0.002			0.004							
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg／L以下であること		0.003 未満			0.003 未満							
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg／L以下であること		0.003			0.004							
27	臭素酸	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
28	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびブロロホルムのそれぞれの濃度の総和）	0.1 mg／L以下であること		0.010 未満			0.01							
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg／L以下であること		0.003 未満			0.003 未満							
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg／L以下であること		0.003			0.005							
31	ブロモホルム	0.09 mg／L以下であること		0.005 未満			0.005 未満							
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg／L以下であること		0.008 未満			0.008 未満							
33	亜鉛及びその化合物	1 mg／L以下であること					0.005 未満							
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg／L以下であること					0.02 未満							
35	鉄及びその化合物	0.3 mg／L以下であること		0.03 未満			0.03 未満							
36	銅及びその化合物	1 mg／L以下であること					0.01 未満							
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg／L以下であること					12.0							
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg／L以下であること		0.005 未満			0.005 未満							
39	塩化物イオン	200 mg／L以下であること	11.0	10.3	11.4	10.2	11.0	12.1						
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg／L以下であること		52.0			60.9							
41	蒸発残留物	500 mg／L以下であること		108			124							
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg／L以下であること					0.02 未満							
43	（4s，4aS，8aR）－オクタヒドロ－4，8a－ジメチルナフタレン－4a（2H）－オール（別名ジエオスミン）	0.00001 mg／L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
44	1，2，7，7－テトラメチルビシクロ[2，2，1]ヘプタン－2－オール（別名2－メチルイソボネオール）	0.00001 mg／L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg／L以下であること					0.005 未満							
46	フェノール類	0.005 mg／L以下であること					0.0005 未満							
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量） 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3 mg／L以下であること	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4						
48	PH値	5.8～8.6 －	7.25	7.14	7.20	7.15	7.18	7.17						
49	味	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
50	臭気	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
51	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満						
52	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満						
	水温		15.8	19.7	21.5	22.8	30.6	27.4						
	残留塩素	0.10 以上	0.35	0.40	0.25	0.40	0.40	0.35						

No. 20　　山南浄水場系　　採水場所：石龕寺ポンプ所

番号	項目名	基準値	令和8年度 水質検査結果（浄水）											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			14日	13日	9日	7日	6日	8日						
			10:30	10:00	10:10	10:38	9:59	10:17						
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg／L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg／L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg／L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg／L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg／L以下であること												
8	六価クロム化合物	0.02 mg／L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg／L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg／L以下であること												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg／L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg／L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg／L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg／L以下であること												
15	1，4－ジオキサン	0.05 mg／L以下であること												
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	0.04 mg／L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg／L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること												
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	0.00005 mg／L以下であること												
21	ベンゼン	0.01 mg／L以下であること												
22	塩素酸	0.6 mg／L以下であること												
23	クロロ酢酸	0.02 mg／L以下であること												
24	クロロホルム	0.06 mg／L以下であること												
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg／L以下であること												
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg／L以下であること												
27	臭素酸	0.01 mg／L以下であること												
28	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびブロロホルムのそれぞれの濃度の総和）	0.1 mg／L以下であること												
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg／L以下であること												
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg／L以下であること												
31	ブロモホルム	0.09 mg／L以下であること												
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg／L以下であること												
33	亜鉛及びその化合物	1 mg／L以下であること												
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg／L以下であること												
35	鉄及びその化合物	0.3 mg／L以下であること												
36	銅及びその化合物	1 mg／L以下であること												
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg／L以下であること												
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg／L以下であること												
39	塩化物イオン	200 mg／L以下であること	11.1	10.2	11.4	10.3	10.8	12.3						
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg／L以下であること												
41	蒸発残留物	500 mg／L以下であること												
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg／L以下であること												
43	（4s，4aS，8aR）－オクタヒドロ－4，8a－ジメチルナフタレン－4a（2H）－オール（別名ジエオスミン）	0.00001 mg／L以下であること												
44	1，2，7，7－テトラメチルビシクロ[2，2，1]ヘプタン－2－オール（別名2－メチルイソボネオール）	0.00001 mg／L以下であること												
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg／L以下であること												
46	フェノール類	0.005 mg／L以下であること												
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量） 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3 mg／L以下であること	0.3	0.3 未満	0.4	0.3	0.4	0.4						
48	PH値	5.8～8.6 －	7.17	7.10	7.15	7.13	7.07	7.13						
49	味	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
50	臭気	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
51	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満						
52	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満						
	水温		14.2	18.6	19.0	21.0	28.0	24.8						
	残留塩素	0.10 以上	0.35	0.40	0.30	0.40	0.30	0.40						

No. 21　　和田浄水場系　　採水場所：坂尻　農産物集出荷施設

番号	項目名	基準値	令和8年度　水質検査結果（浄水）											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			14日	13日	9日	7日	6日	8日						
			10:54	10:25	10:36	11:05	10:35	10:43						
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg／L以下であること					0.0003 未満							
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg／L以下であること					0.00005 未満							
5	セレン及びその化合物	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
6	鉛及びその化合物	0.01 mg／L以下であること					0.001							
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
8	六価クロム化合物	0.02 mg／L以下であること					0.002 未満							
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg／L以下であること					0.004 未満							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg／L以下であること					0.69							
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg／L以下であること					0.08 未満							
13	ホウ素及びその化合物	1 mg／L以下であること					0.02 未満							
14	四塩化炭素	0.002 mg／L以下であること					0.0002 未満							
15	1，4－ジオキサン	0.05 mg／L以下であること					0.005 未満							
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	0.04 mg／L以下であること					0.004 未満							
17	ジクロロメタン	0.02 mg／L以下であること					0.002 未満							
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
19	トリクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	0.00005 mg／L以下であること					0.000005 未満							
21	ベンゼン	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
22	塩素酸	0.6 mg／L以下であること		0.06 未満			0.08							
23	クロロ酢酸	0.02 mg／L以下であること		0.002 未満			0.002 未満							
24	クロロホルム	0.06 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001							
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg／L以下であること		0.003 未満			0.003 未満							
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg／L以下であること		0.001			0.001							
27	臭素酸	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
28	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびブロロホルムのそれぞれの濃度の総和）	0.1 mg／L以下であること		0.010 未満			0.010 未満							
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg／L以下であること		0.003 未満			0.003 未満							
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg／L以下であること		0.001			0.001							
31	ブロモホルム	0.09 mg／L以下であること		0.005 未満			0.005 未満							
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg／L以下であること		0.008 未満			0.008 未満							
33	亜鉛及びその化合物	1 mg／L以下であること					0.006							
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg／L以下であること		0.02 未満			0.02 未満							
35	鉄及びその化合物	0.3 mg／L以下であること		0.03 未満			0.03 未満							
36	銅及びその化合物	1 mg／L以下であること					0.02							
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg／L以下であること					4.6							
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg／L以下であること		0.005 未満			0.005 未満							
39	塩化物イオン	200 mg／L以下であること	5.1	5.1	4.6	4.9	4.5	4.6						
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg／L以下であること		18.1			18.5							
41	蒸発残留物	500 mg／L以下であること		57			60							
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg／L以下であること					0.02 未満							
43	（4s，4aS，8aR）－オクタヒドロ－4，8a－ジメチルナフタレン－4a（2H）－オール（別名ジエオスミン）	0.00001 mg／L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
44	1，2，7，7－テトラメチルビシクロ[2，2，1]ヘプタン－2－オール（別名2－メチルイソボネオール）	0.00001 mg／L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg／L以下であること					0.005 未満							
46	フェノール類	0.005 mg／L以下であること					0.0005 未満							
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量） 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3 mg／L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満						
48	PH値	5.8～8.6 －	6.39	6.40	6.45	6.39	6.41	6.44						
49	味	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
50	臭気	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
51	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満						
52	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満						
	水温		17.7	19.3	22.1	23.0	29.6	27.8						
	残留塩素	0.10 以上	0.35	0.35	0.30	0.40	0.30	0.30						

No. 22　　友政浄水場系　　採水場所：樽井公民館

番号	項目名	基準値	令和8年度 水質検査結果（浄水）											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			9日	14日	11日	9日	12日	10日						
			9:39	9:35	9:56	9:55	9:55	9:53						
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg／L以下であること					0.0003 未満							
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg／L以下であること					0.00005 未満							
5	セレン及びその化合物	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
6	鉛及びその化合物	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
8	六価クロム化合物	0.02 mg／L以下であること					0.002 未満							
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg／L以下であること					0.004 未満							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg／L以下であること					0.81							
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg／L以下であること					0.08 未満							
13	ホウ素及びその化合物	1 mg／L以下であること					0.03							
14	四塩化炭素	0.002 mg／L以下であること					0.0002 未満							
15	1，4－ジオキサン	0.05 mg／L以下であること					0.005 未満							
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	0.04 mg／L以下であること					0.004 未満							
17	ジクロロメタン	0.02 mg／L以下であること					0.002 未満							
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
19	トリクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	0.00005 mg／L以下であること					0.000005 未満							
21	ベンゼン	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
22	塩素酸	0.6 mg／L以下であること		0.06			0.11							
23	クロロ酢酸	0.02 mg／L以下であること		0.002 未満			0.002 未満							
24	クロロホルム	0.06 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg／L以下であること		0.003 未満			0.003 未満							
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg／L以下であること		0.002			0.004							
27	臭素酸	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満			0.005							
28	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびブロロホルムのそれぞれの濃度の総和）	0.1 mg／L以下であること		0.010 未満			0.010 未満							
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg／L以下であること		0.003 未満			0.003 未満							
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg／L以下であること		0.001			0.002							
31	ブロモホルム	0.09 mg／L以下であること		0.005 未満			0.005 未満							
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg／L以下であること		0.008 未満			0.008 未満							
33	亜鉛及びその化合物	1 mg／L以下であること					0.005 未満							
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg／L以下であること					0.04							
35	鉄及びその化合物	0.3 mg／L以下であること		0.03 未満			0.03 未満							
36	銅及びその化合物	1 mg／L以下であること					0.01 未満							
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg／L以下であること					14.0							
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg／L以下であること		0.005 未満			0.005 未満							
39	塩化物イオン	200 mg／L以下であること	18.2	18.6	18.3	18.0	18.6	18.4						
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg／L以下であること		42.0			44.6							
41	蒸発残留物	500 mg／L以下であること		104			99							
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg／L以下であること					0.02 未満							
43	(4s，4aS，8aR)－オクタヒドロ－4，8a－ジメチルナフタレン－4a(2H)－オール（別名ジエオスミン）	0.00001 mg／L以下であること	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000002	0.000001	0.000001	0.000002						
44	1，2，7，7－テトラメチルビシクロ[2，2，1]ヘプタン－2－オール（別名2－メチルイソボネオール）	0.00001 mg／L以下であること	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg／L以下であること					0.005 未満							
46	フェノール類	0.005 mg／L以下であること					0.0005 未満							
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量） 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3 mg／L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満						
48	PH値	5.8～8.6 －	7.65	7.55	7.58	7.62	7.54	7.58						
49	味	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
50	臭気	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
51	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満						
52	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満						
	水温		15.2	21.3	23.6	25.3	31.3	28.6						
	残留塩素	0.10 以上	0.30	0.20	0.25	0.25	0.25	0.35						

No. 23　　新友政浄水場系　　採水場所：大杉公民館

番号	項目名	基準値	令和8年度　水質検査結果（浄水）											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			9日	14日	11日	9日	12日	10日						
			10:05	10:04	10:21	10:23	10:30	10:15						
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg／L以下であること					0.0003 未満							
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg／L以下であること					0.00005 未満							
5	セレン及びその化合物	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
6	鉛及びその化合物	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
8	六価クロム化合物	0.02 mg／L以下であること					0.002 未満							
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg／L以下であること					0.004 未満							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg／L以下であること					0.46							
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg／L以下であること					0.13							
13	ホウ素及びその化合物	1 mg／L以下であること					0.07							
14	四塩化炭素	0.002 mg／L以下であること					0.0002 未満							
15	1，4－ジオキサン	0.05 mg／L以下であること					0.005 未満							
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	0.04 mg／L以下であること					0.004 未満							
17	ジクロロメタン	0.02 mg／L以下であること					0.002 未満							
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
19	トリクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	0.00005 mg／L以下であること					0.000005 未満							
21	ベンゼン	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
22	塩素酸	0.6 mg／L以下であること		0.06 未満			0.06							
23	クロロ酢酸	0.02 mg／L以下であること		0.002 未満			0.002 未満							
24	クロロホルム	0.06 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg／L以下であること		0.003 未満			0.003 未満							
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg／L以下であること		0.002			0.002							
27	臭素酸	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
28	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびブロロホルムのそれぞれの濃度の総和）	0.1 mg／L以下であること		0.010 未満			0.010 未満							
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg／L以下であること		0.003 未満			0.003 未満							
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001							
31	ブロモホルム	0.09 mg／L以下であること		0.005 未満			0.005 未満							
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg／L以下であること		0.008 未満			0.008 未満							
33	亜鉛及びその化合物	1 mg／L以下であること					0.005 未満							
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg／L以下であること					0.02 未満							
35	鉄及びその化合物	0.3 mg／L以下であること		0.03 未満			0.03 未満							
36	銅及びその化合物	1 mg／L以下であること					0.01 未満							
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg／L以下であること					17.0							
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg／L以下であること		0.005 未満			0.005 未満							
39	塩化物イオン	200 mg／L以下であること	19.8	19.8	20.1	19.9	19.9	20.0						
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg／L以下であること		45.7			51.6							
41	蒸発残留物	500 mg／L以下であること		121			120							
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg／L以下であること					0.02 未満							
43	（4s，4aS，8aR）－オクタヒドロ－4，8a－ジメチルナフタレン－4a（2H）－オール（別名ジエオスミン）	0.00001 mg／L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
44	1，2，7，7－テトラメチルビシクロ[2，2，1]ヘプタン－2－オール（別名2－メチルイソボネオール）	0.00001 mg／L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg／L以下であること					0.005 未満							
46	フェノール類	0.005 mg／L以下であること					0.0005 未満							
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量） 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3 mg／L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満						
48	PH値	5.8～8.6 －	7.20	7.12	7.14	7.19	7.16	7.18						
49	味	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
50	臭気	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
51	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満						
52	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満						
	水温		14.8	20.1	22.2	24.0	29.7	25.8						
	残留塩素	0.10 以上	0.50	0.50	0.45	0.40	0.45	0.45						

No. 24　　上垣浄水場系　　採水場所：市島公民館

番号	項目名	基準値	令和8年度 水質検査結果（浄水）											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			9日	14日	11日	9日	12日	10日						
			10:23	10:23	10:38	10:40	10:56	10:33						
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg／L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg／L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg／L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg／L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg／L以下であること												
8	六価クロム化合物	0.02 mg／L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg／L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg／L以下であること												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg／L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg／L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg／L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg／L以下であること												
15	1，4－ジオキサン	0.05 mg／L以下であること												
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	0.04 mg／L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg／L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること												
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	0.00005 mg／L以下であること												
21	ベンゼン	0.01 mg／L以下であること												
22	塩素酸	0.6 mg／L以下であること												
23	クロロ酢酸	0.02 mg／L以下であること												
24	クロロホルム	0.06 mg／L以下であること												
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg／L以下であること												
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg／L以下であること												
27	臭素酸	0.01 mg／L以下であること												
28	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびブロロホルムのそれぞれの濃度の総和）	0.1 mg／L以下であること												
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg／L以下であること												
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg／L以下であること												
31	ブロモホルム	0.09 mg／L以下であること												
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg／L以下であること												
33	亜鉛及びその化合物	1 mg／L以下であること												
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg／L以下であること												
35	鉄及びその化合物	0.3 mg／L以下であること												
36	銅及びその化合物	1 mg／L以下であること												
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg／L以下であること												
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg／L以下であること												
39	塩化物イオン	200 mg／L以下であること	11.7	11.5	11.6	11.4	12.6	11.0						
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg／L以下であること												
41	蒸発残留物	500 mg／L以下であること												
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg／L以下であること												
43	（4s，4aS，8aR）－オクタヒドロ－4，8a－ジメチルナフタレン－4a(2H)－オール（別名ジエオスミン）	0.00001 mg／L以下であること												
44	1，2，7，7－テトラメチルビシクロ[2，2，1]ヘプタン－2－オール（別名2－メチルイソボネオール）	0.00001 mg／L以下であること												
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg／L以下であること												
46	フェノール類	0.005 mg／L以下であること												
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量） 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3 mg／L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満						
48	PH値	5.8～8.6 －	7.09	6.93	6.88	6.94	6.89	6.80						
49	味	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
50	臭気	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
51	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満						
52	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満						
	水温		14.3	19.0	20.0	22.0	25.3	23.0						
	残留塩素	0.10 以上	0.30	0.30	0.40	0.30	0.30	0.30						

No. 25　　上垣浄水場系　　採水場所：白亳寺公民館

番号	項目名	基準値	令和8年度 水質検査結果（浄水）											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			9日	14日	11日	9日	12日	10日						
			10:39	10:40	10:56	10:56	11:21	10:50						
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg／L以下であること					0.0003 未満							
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg／L以下であること					0.00005 未満							
5	セレン及びその化合物	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
6	鉛及びその化合物	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
8	六価クロム化合物	0.02 mg／L以下であること					0.002 未満							
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg／L以下であること					0.004 未満							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg／L以下であること					1.18							
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg／L以下であること					0.14							
13	ホウ素及びその化合物	1 mg／L以下であること					0.03							
14	四塩化炭素	0.002 mg／L以下であること					0.0002 未満							
15	1，4－ジオキサン	0.05 mg／L以下であること					0.005 未満							
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	0.04 mg／L以下であること					0.004 未満							
17	ジクロロメタン	0.02 mg／L以下であること					0.002 未満							
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
19	トリクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	0.00005 mg／L以下であること					0.000005 未満							
21	ベンゼン	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
22	塩素酸	0.6 mg／L以下であること		0.06 未満			0.06 未満							
23	クロロ酢酸	0.02 mg／L以下であること		0.002 未満			0.002 未満							
24	クロロホルム	0.06 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg／L以下であること		0.003 未満			0.003 未満							
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg／L以下であること		0.001			0.002							
27	臭素酸	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
28	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびブロロホルムのそれぞれの濃度の総和）	0.1 mg／L以下であること		0.010 未満			0.010 未満							
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg／L以下であること		0.003 未満			0.003 未満							
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
31	ブロモホルム	0.09 mg／L以下であること		0.005 未満			0.005 未満							
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg／L以下であること		0.008 未満			0.008 未満							
33	亜鉛及びその化合物	1 mg／L以下であること					0.017							
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg／L以下であること					0.02 未満							
35	鉄及びその化合物	0.3 mg／L以下であること		0.03 未満			0.03 未満							
36	銅及びその化合物	1 mg／L以下であること					0.01 未満							
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg／L以下であること					13.0							
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg／L以下であること		0.005 未満			0.005 未満							
39	塩化物イオン	200 mg／L以下であること	11.7	11.5	11.7	11.2	12.5	11.2						
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg／L以下であること		66.0			70.2							
41	蒸発残留物	500 mg／L以下であること		126			124							
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg／L以下であること					0.02 未満							
43	(4s，4aS，8aR)－オクタヒドロ－4，8a－ジメチルナフタレン－4a(2H)－オール（別名ジエオスミン）	0.00001 mg／L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
44	1，2，7，7－テトラメチルビシクロ[2，2，1]ヘプタン－2－オール（別名2－メチルイソボネオール）	0.00001 mg／L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg／L以下であること					0.005 未満							
46	フェノール類	0.005 mg／L以下であること					0.0005 未満							
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量） 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3 mg／L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満						
48	PH値	5.8～8.6 －	7.25	7.03	7.05	7.01	7.00	6.95						
49	味	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
50	臭気	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
51	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満						
52	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満						
	水温		15.2	20.0	21.7	23.3	29.1	26.9						
	残留塩素	0.10 以上	0.35	0.30	0.35	0.25	0.25	0.25						

No. 26　　上垣浄水場系　　採水場所：後地公民館

番号	項目名	基準値	令和8年度 水質検査結果（浄水）											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			9日	14日	11日	9日	12日	10日						
			9:15	9:06	9:30	9:31	9:24	9:24						
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg／L以下であること												
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg／L以下であること												
5	セレン及びその化合物	0.01 mg／L以下であること												
6	鉛及びその化合物	0.01 mg／L以下であること												
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg／L以下であること												
8	六価クロム化合物	0.02 mg／L以下であること												
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg／L以下であること												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg／L以下であること												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg／L以下であること												
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg／L以下であること												
13	ホウ素及びその化合物	1 mg／L以下であること												
14	四塩化炭素	0.002 mg／L以下であること												
15	1，4－ジオキサン	0.05 mg／L以下であること												
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	0.04 mg／L以下であること												
17	ジクロロメタン	0.02 mg／L以下であること												
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること												
19	トリクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること												
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	0.00005 mg／L以下であること												
21	ベンゼン	0.01 mg／L以下であること												
22	塩素酸	0.6 mg／L以下であること												
23	クロロ酢酸	0.02 mg／L以下であること												
24	クロロホルム	0.06 mg／L以下であること												
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg／L以下であること												
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg／L以下であること												
27	臭素酸	0.01 mg／L以下であること												
28	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびブロロホルムのそれぞれの濃度の総和）	0.1 mg／L以下であること												
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg／L以下であること												
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg／L以下であること												
31	ブロモホルム	0.09 mg／L以下であること												
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg／L以下であること												
33	亜鉛及びその化合物	1 mg／L以下であること												
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg／L以下であること												
35	鉄及びその化合物	0.3 mg／L以下であること												
36	銅及びその化合物	1 mg／L以下であること												
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg／L以下であること												
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg／L以下であること												
39	塩化物イオン	200 mg／L以下であること	11.7	11.5	11.7	11.3	12.5	11.1						
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg／L以下であること												
41	蒸発残留物	500 mg／L以下であること												
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg／L以下であること												
43	(4s，4aS，8aR)－オクタヒドロ－4，8a－ジメチルナフタレン－4a(2H)－オール（別名ジエオスミン）	0.00001 mg／L以下であること												
44	1，2，7，7－テトラメチルビシクロ[2，2，1]ヘプタン－2－オール（別名2－メチルイソボネオール）	0.00001 mg／L以下であること												
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg／L以下であること												
46	フェノール類	0.005 mg／L以下であること												
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量） 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3 mg／L以下であること	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満						
48	PH値	5.8～8.6 －	7.21	7.00	6.96	6.99	6.89	6.95						
49	味	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
50	臭気	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
51	色度	5 度以下	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満						
52	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満						
	水温		14.4	19.7	22.4	24.2	30.8	27.7						
	残留塩素	0.10 以上	0.45	0.40	0.45	0.40	0.40	0.30						

No. 27　　戸平浄水場系　　採水場所：戸平公民館

番号	項目名	基準値	令和8年度 水質検査結果（浄水）											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			9日	14日	11日	9日	12日	10日						
			9:00	8:50	9:10	9:00	8:58	9:10						
1	一般細菌	100 1mlの検水で集落数が100以下であること	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
2	大腸菌	0 検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず						
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg／L以下であること					0.0003 未満							
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg／L以下であること					0.00005 未満							
5	セレン及びその化合物	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
6	鉛及びその化合物	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
8	六価クロム化合物	0.02 mg／L以下であること					0.002 未満							
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg／L以下であること					0.004 未満							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg／L以下であること					0.20							
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg／L以下であること					0.08 未満							
13	ホウ素及びその化合物	1 mg／L以下であること					0.02 未満							
14	四塩化炭素	0.002 mg／L以下であること					0.0002 未満							
15	1，4－ジオキサン	0.05 mg／L以下であること					0.005 未満							
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン	0.04 mg／L以下であること					0.004 未満							
17	ジクロロメタン	0.02 mg／L以下であること					0.002 未満							
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
19	トリクロロエチレン	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	0.00005 mg／L以下であること					0.000005 未満							
21	ベンゼン	0.01 mg／L以下であること					0.001 未満							
22	塩素酸	0.6 mg／L以下であること		0.06 未満			0.07							
23	クロロ酢酸	0.02 mg／L以下であること		0.002 未満			0.002 未満							
24	クロロホルム	0.06 mg／L以下であること		0.021			0.034							
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg／L以下であること		0.007			0.016							
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001							
27	臭素酸	0.01 mg／L以下であること		0.001 未満			0.001 未満							
28	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタンおよびブロロホルムのそれぞれの濃度の総和）	0.1 mg／L以下であること		0.020			0.04							
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg／L以下であること		0.014			0.020							
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg／L以下であること		0.004			0.009							
31	ブロモホルム	0.09 mg／L以下であること		0.005 未満			0.005 未満							
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg／L以下であること		0.008 未満			0.008 未満							
33	亜鉛及びその化合物	1 mg／L以下であること					0.005 未満							
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg／L以下であること					0.02 未満							
35	鉄及びその化合物	0.3 mg／L以下であること		0.04			0.03 未満							
36	銅及びその化合物	1 mg／L以下であること					0.01 未満							
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg／L以下であること					7.3							
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg／L以下であること		0.005 未満			0.005 未満							
39	塩化物イオン	200 mg／L以下であること	4.8	4.9	5.0	5.2	5.2	5.5						
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg／L以下であること		12.8			18.5							
41	蒸発残留物	500 mg／L以下であること		51			63							
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg／L以下であること					0.02 未満							
43	(4s，4aS，8aR)－オクタヒドロ－4，8a－ジメチルナフタレン－4a(2H)－オール（別名ジエオスミン）	0.00001 mg／L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
44	1，2，7，7－テトラメチルビシクロ[2，2，1]ヘプタン－2－オール（別名2－メチルイソボネオール）	0.00001 mg／L以下であること			0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満						
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg／L以下であること					0.005 未満							
46	フェノール類	0.005 mg／L以下であること					0.0005 未満							
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量） 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3 mg／L以下であること	0.7	0.6	1.3	1.2	0.9	1.3						
48	PH値	5.8～8.6 －	7.19	7.15	7.07	7.11	7.10	7.12						
49	味	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
50	臭気	異常でない －	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない						
51	色度	5 度以下	1 未満	1	2	2	1	2						
52	濁度	2 度以下	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満						
	水温		12.4	18.0	20.3	22.6	28.2	25.5						
	残留塩素	0.10 以上	0.60	0.40	0.25	0.35	0.55	0.50						